

# 平成30年第10回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

## 1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 平成30年10月25日(木) 午前10時00分から

(2) 場 所 輪島市役所4階 第1会議室

## 2 招集者 輪島市農業委員会 会長 田上 正男

## 3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

### (1) 出席委員13名

1 番 北濱 陽子	6 番 坂下 正幸	11 番 田上 正男
2 番 池端 共栄	7 番 石倉 稔	12 番 安 津久人
(欠席)	8 番 谷内 吉夫	13 番 田中 喜義
4 番 奥堂 敏春	9 番 山本 秀夫	14 番 新澤 晟
(欠席)	10 番 森谷 正美	15 番 山崎 覺治

### (2) 欠席委員

3 番 谷内 誠一 5 番 山本 恒雄

### (3) 出席農地利用最適化推進委員

輪島5番 中谷 知晴 輪島6番 東 一郎 門前6番 吉村 政信

## 4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 坂出 和彦

## 5 傍聴者 0人

## 6 会議に付議した議件

(1) 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について

(2) 議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について

(3) 議案第34号 非農地証明願について

## 7 報告事項

(1) 報告第28号 農地の賃貸借の解約について

(2) 報告第29号 農地の形状を変更することについて

## 8 議事

開会 10:00 閉会 10:38

事務局長	それでは定刻となりましたので会長よろしく申し上げます。
議長	それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、13名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第10回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。  (「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号6番 坂下 正幸 委員及び 議席番号7番 石倉 稔 委員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第32号】の農地法第3条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書2ページをご覧ください。議案第32号の農地法第3条の規定による農地等の所有権設定許可申請承認についてです。今月は3件です。  <b>【議案第32番、1番から3番を議案書をもとに朗読】</b>  合計7筆 27,915 m <sup>2</sup> で内訳は田が36 m <sup>2</sup> 、畑が27,879 m <sup>2</sup> です。申請地については農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長	それでは申請番号 1 番と 2 番について地区担当推進委員門前 6 番 吉村政信 委員よりご意見をお願いいたします。
吉村委員	1 番、2 番の申請の件ですが、同じパイロットの中での申請です。10 月 19 日に山是清の現地を確認してきました。耕作者が 2 名になっていますが、法人の従業員に確認したところ、普段は 1 名で作業していますが繁忙期になると金沢にある本社から応援が来て作業をしているそうです。1 番の 4 筆については、現在作付けしている圃場の延長にある地番ですので、耕作などについては栽培品目も同じです。2 番については、現地を確認したところ法人が現在大豆を作付けしております。大豆の収穫が終わった後に麦を蒔くという事です。現在の借り受け状況はわかりませんが従業員の話では既に作付けしているとの事です。ですので、所有者の変更があっても一切関係ないと思いますので周辺に対する影響もないと思われれます。最後に 1 番については申請のあった 1 団地だけが法人が借りてなかった部分です。それを今回買い受けの申請があり団地全てを法人が作付する事になります。作付などの作業につきましても前にパイロットの事業で道路も水圏道路といって水が流れてたまるような設計の道路になっていますので周辺に対する影響もないと思いますので大丈夫と判断して帰ってきました。以上です。
議 長	それでは申請番号 3 番について地区担当推進委員輪島 6 番 東 一朗 委員よりご意見をお願いいたします。
東 委員	手元の資料の 4 ページをお開き下さい。申請番号の 3 番です。23 日に田上会長、奥堂委員、谷内吉夫委員、坂下行政書士と事務局と一緒に現地を確認しました。両サイドに住居がございまして後ろに 2 級河川がはしってしまして非常に広がりがない農地でございます。市道側につきましては 5 条申請の飲食店が予定されています。それで申請地ですが耕作道路がない状況ですので 5 条申請時にあわせて所有を移動させるものです。所有者が変更されても特に影響がないものですので合理的と考えております。以上でございます。
議 長	それではこれより質疑を許します。

各委員	7番石倉です。私も認識不足かもしれませんが1番の法人ですが、実質的に2番の個人の方が行っているようです。これまでは1年ごとの貸借のようでしたが、今後の流れとしては法人が主となるのか個人が主となるのか、その点何かわかりますか。
事務局	今回の申請は法人と個人の申請が出てきております。これまでにつきましては申請の一部含んでいますが1年の貸借を公社と結んでおります。今回3条の許可申請に至った経緯は公社との間で金銭面等条件が整ったとの事で売買に至ったそうです。これまでについては公社は売り渡すのが基本という事で1年間の貸借を毎年行っていたという事です。他にもこの団地については貸借している土地があります。こちらにつきましても公社と条件が整い次第売買が進んでいくと思われれます。それまではこれまで同様、貸借しながら営農が続けられるとっております。
議長	ほかに質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第32号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各委員	(「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第32号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に、市長より提出のあった【議案第33号】の農地法第5条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書6ページをご覧ください。議案第33号の農地法第5条の規定による農地等の所有権移転及び使用貸借権設定許可申請承認についてです。今月は3件です。  <b>【議案第33番、1番から3番を議案書をもとに朗読】</b>  合計3筆782㎡で内訳は畑が782㎡です。 1番については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となってい

ない小集団の生産力の低い農地であることから第 2 種農地と考えており、また国道拡幅に伴う移転事業であり代替性がないことから妥当と考えております。

2 番については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから第 2 種農地と考えており、また隣接の宅地と一体として利用するものであることから妥当と考えております。

3 番については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから第 2 種農地と考えており、また集落に接続するものであることから妥当と考えております。

議長 それでは申請番号 1 番について地区担当委員議席番号 6 番 坂下 正幸委員よりご意見をお願いいたします。

坂下委員 6 番坂下です。申請番号 1 番の件ですが、道路拡張による移転という事ですが、いままであったところは車通りが激しいし、ちょっと駐めてお参りしようにも車が危なくて駐めるような方もいませんでしたので、申請地に移るという事は好ましい事になると思います。広いところでもありますし、自動販売機もありますので皆さんの便も良くなると思います。出来てからの周りに対する影響もなく悪くはないと思っております。以上です。

議長 次に申請番号 2 番について地区担当委員議席番号 1 3 番 田中 喜義委員よりご意見をお願いいたします。

田中委員 13 番田中です。23 日に会長などと現地を見てきました。買い受けの会社は福祉関係の会社だそうです。申請地ですが、元は宅地だったそうです。それを相続の時に農地に戻した経緯があります。今度また法人だと農地は買いにくいという事で庭園として転用したいと申請があったとの事でした。元々宅地であった場所ですので脇に畑はあります。申請地は現在地元の方が借り受けていますが今年いっぱい明け渡すとの話でした。元々宅地であった場所だから脇に小さな畑がありますが問題はないと思う次第です。よろしく申し上げます。以上です。

議 長	次に申請番号 3 番について地区担当推進委員輪島 6 番 東 一朗 委員よりご意見をお願いいたします。
東 委員	資料 10 ページでございます。先ほどの 3 条申請の上流側でございます。先ほども申しましたが広がりのない農地でございます。現況は年に数度草刈りを行っていますが外来種が繁茂している状況です。計画は道向の方が飲食店をされるという事で、仮に計画どおり転用されても隣地の関係被害防除等問題はないと考えられますので転用申請どおり行われても問題はないと思います。以上でございます。
議 長	それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 3 3 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第 3 3 号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に、市長より提出のあった【議案第 3 4 号】の農地法の適用を受けない土地の証明願を受け付けましたので議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事 務 局	議案書 12 ページをご覧ください。議案第 34 号の非農地証明願承認についてです。今月は 1 件です。  <b>【議案第 3 4 番、1 番を議案書をもとに朗読】</b>  合計 1 筆 251 m <sup>2</sup> で内訳は畑が 251 m <sup>2</sup> です。 申請番号 1 番については、戦前から農業作業場及び薪木小屋として利用しており、申請者の先代が昭和 25 年頃に現在の農作業場に建て替え利

	用していたものです。
議 長	それでは申請番号 1 番について地区担当委員輪島 5 番 中谷 知晴 委員よりご意見をお願いいたします。
中谷委員	中谷です。23 日に現地確認をしてきました。該当地ですが、平面図ではわかりにくいですが結構高台のところにあります。一番上には安寿さんがあるんですが、その周りに家が何軒かあって、あとの周りは山となっています。畑という事で先ほど事務局から説明もありましたが、畑なんです。先代の方が作業所を建てている状況です。後に畑もあるんですが当人も 84 才という事で整理したいという事で非農地証明の申請がされております。周りが山林という事もあり、横が自宅、下が住居という事で特に非農地の判断を行っても問題はないと考えております。以上です。
議 長	それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 3 4 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第 3 4 号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に【報告第 2 8 号】の農地の賃貸借の解約による通知を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。
事 務 局	議案書 15 ページをお開きください。報告第 28 号農地法第 18 条の規程による合意解約通知についてです。今月は 1 件です。  【議案書にもとづいて、農地の賃貸借の解約通知の内容を朗読】

	合計 2 筆 11,691 m <sup>2</sup> です。内訳は畑が 11,691 m <sup>2</sup> です。以上です。
議 長	それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質疑なし)
議 長	質疑がないようですのでそれでは【報告第 28 号】を終わります。 次に【報告第 29 号】の農地の形状を変更することについて届出を受け 付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。
事 務 局	議案書 17 ページをお開きください。報告第 29 号農地改良届出について です。今月は 1 件です。  <b>【議案書にもとづいて、農地改良の届出の内容を朗読】</b>  以上合計 1 筆 350 m <sup>2</sup> で内訳は田が 350 m <sup>2</sup> です。
議 長	それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質疑なし)
議 長	質疑がないようですのでそれでは【報告第 29 号】を終わります。 以上をもちまして、総会の議事は全部議了いたしました。
議 長	「いしかわ農業委員活動 1・1・1 運動」については池端委員より報告 をお願いします。
池端委員	(池端委員より「1・1・1 運動」の活動報告)
議 長	それでは第 10 回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。 どうもご苦労さまでした。



平成30年10月25日

以上、議事の概要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記 録

輪島市農業委員会会長

\_\_\_\_\_

署 名 委 員

6 番

\_\_\_\_\_

署 名 委 員

7 番

\_\_\_\_\_